

幼稚園、保育所、児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策について

1 小・中学校臨時休業への対応経過

○2/27 23:00 厚生労働省子ども家庭局保育課及び子育て支援課連名による事務連絡

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に対するの保育所等の対応について」

- (1) 保育所は、感染の予防に留意した上で、原則開所して欲しい。
- (2) 放課後児童クラブは、感染の予防に留意したうえで、原則開所して欲しい。その際は、長期休暇時（1日8時間）に準じた取り扱いにするなど、可能な限り柔軟に対応して欲しい。
- (3) 保育所や放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休業を検討されたい。

○2/28 AM 保育所等における新型コロナウイルスへの対応策 協議・決定

共働き等、日中、家庭での保育が困難となる保護者の受け皿の体制整備が重要であることから、以下のように対応することを決定

- (1) 開所時間等
 - ① 公立保育所については通常通り開所
 - ② 放課後児童クラブ等については長期休暇に準じ、平日も午前7時30分から開所
（開所時間延長により生じる人員不足は、特別支援教育補助員の活用を図ることで対処）
 - ③ 一時預かり施設、子育て支援センターについては通常通り開所
 - ④ 満了式は規模縮小・短時間で実施（修了式は中止）
- (2) リスク管理

利用児童及び職員の当初前の健康チェック（検温、症状の有無）と、感染者が確認された場合の臨時休業等のルールを規定
- (3) その他
 - ・ 社会的要請が高いことを考慮し、民間保育施設（民間認可保育施設、私立幼稚園、認可外保育施設）にも同様の要請
 - ・ 保護者に対し、感染拡大予防の観点から、可能な限り家庭での保育について協力依頼

○2/28 PM 教育委員会において、3/3からの小中学校臨時休業の決定を受け、上記方針を3/3から適用することとし、

- (1) 公立保育所、放課後児童クラブ等に通知（施設を通じて保護者へ協力依頼）
- (2) 民間保育施設へ要請
- (3) 議会への周知、プレスリリース

2 保育所等における新型コロナウイルスへの対応方針（別紙資料参照）

◎対象者…児童及び職員

◎対象施設…認可保育施設、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり施設、放課後児童クラブ、地域子ども教室

※民間施設に対しては、「要請」

1 新型コロナウイルスの感染者が確認されない場合

(1) 通常通りの開所（放課後児童クラブ、地域子ども教室は平日も午前7時30分から開所）

(2) 登所前に対象者の検温

以下の場合には、当該対象者は登所停止

①発熱（37.5度以上 以下同じ）や呼吸器症状が認められる場合

②解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間

(3) 対象施設において発熱、呼吸器症状が出た場合には、速やかに降所

2 対象者が新型コロナウイルスに感染した場合

当該施設を14日間、臨時閉鎖

3 対象者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

(1) 当該施設は、一日臨時閉鎖

(2) 臨時閉鎖中に、職員は自分で健康調査（セルフチェック）

(3) セルフチェックで問題がない職員は、臨時閉鎖中出勤し、当該同居家族に対する健康調査及び施設の消毒を実施

①調査の結果、濃厚接触等、感染が疑われる対象者の場合

当該対象者は、14日間登所を停止

②調査の結果、問題がない児童

臨時閉鎖終了後、通常どおり登所

4 複合施設の取り扱い

久保田、大槻、安積、柴宮及び大成保育所においては、①保育所、②一時預かり施設、③子育て支援センターのいずれかの施設において2及び3の事象が発生した場合には、すべての施設で同様の対応とする。

5 対象施設におけるイベントについて

(1) 不特定多数の参加者によるイベント等は、原則として中止又は延期

(2) 修了式は、中止

(3) 満了式は、規模縮小・短時間での実施（満了児及びその保護者のみで実施）

3 子育て支援施設の休館、事業等の延期

○濃厚接触の可能性が極めて高く、高齢者の同伴も多い次の施設を当面の間臨時休館

・ニコニコこども館（一部） 1F プレイルーム、4F 運動体験コーナー

・ペップキッズこおりやま（全館）

○3月中の乳幼児健診（1歳6か月児、3歳児）の延期